

指名停止について

標記の件について、下記のとおり指名停止が行われたので通知する。

業者番号	10004305 - 0
業者名	新明和工業（株） 代表取締役 五十川 龍之 兵庫県宝塚市新明和町1-1
指名停止の期間	令和 7年 8月21日 から 令和 7年11月20日 92日間
指名停止理由	牛久市契約規定第36条第1項別表第7第6号（独占禁止法違反行為）該当 新明和工業（株）は、機械式駐車装置の設置工事に関し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年3月24日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことによる。 ※当該業者は、課徴金減免制度の適用を受けていることから、牛久市契約規程第38条第3項の規定を適用し、指名停止期間を2分の1に短縮する。